

審 第5808号-1
答 申 第640号
令 和8年2月27日

千葉県教育委員会教育長 杉野可愛様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年10月20日付け教体第634号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1156号

令和3年7月23日付けで審査請求人から提起された、令和3年7月16日付け教体第399号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月16日付け教体第399号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年7月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇高等学校で発生した生徒の部活動中の負傷事故」に係る事故報告書」である。

3 特定した対象文書

実施機関は本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（平成〇〇年〇月〇日付け、〇〇第〇〇〇号）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年7月23日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書、反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件決定において、当事者欄については、条例8条2号イにより、また、教諭・教頭名については、同号ハにより開示すべきである。よって本件決定は取り消しを

免れない(審査請求書に資料として令和〇年度第〇回千葉県教育委員会会議(定例会)会議資料が添付されており、同資料に、損害賠償の額の決定及び和解の原案として、和解の相手方の氏名・住所が記載されている。)

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

本件決定通知書に記載された開示しない部分(以下「本件不開示部分」という。)は、条例8条2号に該当するとし、不開示としたものである。

(2) 条例8条2号該当性について

氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例8条2号に該当するとし、不開示とした。

3 弁明の内容について

(1) 請求人の主張について

審査請求人は、「本件決定において、当事者欄については、条例8条2号イにより、また、教諭・教頭名については、同号ハにより開示すべきである。よって、本件決定は取り消しを免れない。」旨主張する。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 条例8条2号イ該当性について

(ア) 同号イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが必要であると認められる情報」を開示するものである。

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるが、これはあくまで社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報であるものをいう。

本件審査請求において請求人は、本件審査請求の添付書類(3)(以下「資料(3)」という。)に基づき、氏名や住所が明らかになっているとして、本件決定においても開示されるべきものであると主張している。

しかしながら、「資料(3)」は広く公開されている情報ではなく、本件不開示部分の当事者欄の「当事者氏名」及び「住所」のような特定のための情報を、一般人が有している事情も認められない。

公文書部分公開決定処分取消請求控訴事件(令和元年9月12日東京高裁判決、平成31年行(コ)18号、同年行(コ)70号)においては、「一般人が知り、或いは知りうる情報を照合対象とすることにより、当該個人が識別される具体的可能性がある場合に加え、公開請求に係る当該情報の性質や内容に照らし、特定の範疇に属する者が通常入手可能である情報と照合することにより、当該個人が識別される具体的可能性がある場合にも、当該情報は、「特定の個人が識別され得るもの」に当たると解するのが相当である」としている。

また、資料(3)に記載されている「氏名」及び「住所」については、本件不開示部分の当事者欄の「氏名」及び「住所」を特定するために用いられているものでもないことから、資料(3)の内容が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたるとはいえない。

したがって、同号イには非該当である。

(イ) 同号では、それ自体で「特定の個人を識別することができるもの」だけでなく、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むとしたうえで、同号本文後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手しうる情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害される可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。

上記(ア)及びそれ以外の不開示情報を開示することによって、その他の入手しうる情報との照合の結果、当事者である生徒が識別され、個人のプライバシーに関わる情報が開示されることとなる。これにより、個人の人格的利益が著しく侵害される可能性は十分にある。

したがって、本件不開示部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

イ 条例8条2号ハ該当性について

同号ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。教諭・教頭は公務員であるが、職務遂行情報にあたるとしても、上記ア(イ)で述べたとおり、公にすることにより、被害生徒等の個人の権利利益を害するおそれがある情報としての性質も併せもっているため、これを開示することはできない。

したがって、本件決定において不開示とした教諭・教頭の氏名等は、同号ハに該当しないとは言えないものの、開示することはできないものとなる。

4 結論

以上のとおり、請求人の主張は条例の解釈を誤ったものであり理由がない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇高等学校で発生した生徒の部活動中の負傷事故に関する事故報告書であり、県立高等学校管理規則59条2項11号の規定により、校長が事故発生の事実を教育委員会に報告したものである。

不開示とされた情報は、当事者である事故に遭遇した生徒（以下「事故生徒」という。）の氏名、事故生徒の住所、事故生徒の保護者の氏名、「8 事故発生時の処置」欄の一部及び「12 その他の参考事項」欄の一部である。

2 開示・不開示の判断について

本件対象文書は公立高等学校における事故報告書であるところ、事故の情報には、事故生徒及びその保護者（以下「被害者等」という。）にとって不名誉な事実を含む場合もある上、事故に係る詳細な記述は、それ自体が被害者等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、被害者等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料される。

加えて、条例に基づく開示請求は何人においても行うことができ（条例5条）、被害者等と特定の関係にある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、これらの者が通う学校の教員、在校生やその保護者、近隣住民等がこれらの情報を知った場合には、被害者等の周囲で話題となることが十分に予測され、これらの情報を公にすることにより、被害者等の権利利益を害するおそれが十分にあるものと考えられる。

よって、本件対象文書に事故の経緯や被害者等の言動の詳細が記述されている場合、基本的に当該情報は条例8条2号本文後段に該当する可能性があるものとして個別にその内容を検討する必要がある、その情報が被害者等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には不開示と判断すべきである。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例8条2号該当性について、以下検討する。

(1) 当事者の氏名、住所及び保護者氏名について

これらの情報は、被害者等の個人に関する情報であり、氏名、その他の記述により特定の個人を識別することができるものである。よって、これらの情報は、条例8条2号本文前段に該当する。

(2) 「8 事故発生時の処置」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

これらの情報は事故の詳細情報の一部であり、被害者等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより被害者等の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、公開の会議である令和○年度第○回千葉県教育委員会会議（定例会）の会議資料が存在するので、当事者欄を条例8条2号イにより開示すべきと主張しているものと思われる。

しかし、同会議資料は、国家賠償請求事件についての損害賠償額の決定及び和解に関する文書であり、県立高等学校管理規則に基づき作成された本件対象文書とは、その作成の趣旨や目的が異なる別の文書である。このため、当該資料が存在することで本件対象文書の当事者欄の情報が公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえず、同会議資料の存在は、当事者欄の情報が条例8条2号イに該当する理由にはならない。

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

実施機関が行った本件決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月20日	諮問書の受理
令和7年11月27日	審議
令和7年12月23日	審議
令和8年 1月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)